

平成31年1月25日
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

本年4月1日から改正入管法に基づく新しい外国人材の受入れ制度がはじまります。

新たな制度に関係する企業や団体などの皆さんを対象に説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

1 日時

平成31年2月8日（金） 9時30分～11時30分
（受付9時15分から）

2 場所

山梨県立図書館 1F イベントスペース
（有料駐車場に限りがあります。公共交通機関を御利用下さい。）

3 対象者

（1）新たな在留資格「特定技能」による受入れを希望される山梨県内所在の企業・団体・個人の方

対象となる産業分野は以下の14分野です。

- ①介護業、②ビルクリーニング業、③素形材産業、④産業機械製造業、
- ⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設業、⑦造船・船用工業、
- ⑧自動車整備業、⑨航空業、⑩宿泊業、⑪農業、⑫漁業、
- ⑬飲食料品製造業、⑭外食業

（2）登録支援機関となることを希望される山梨県内所在の企業・団体・個人の方

登録支援機関とは、企業などの受入れ機関から委託を受けて、新たな在留資格を持つ外国人に対して日常生活上の支援等を行う機関のことです。

（3）山梨県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程（予定）

| | | |
|-----|---------------|----------|
| 第一部 | 9時30分～10時00分 | 概要説明 |
| | 10時00分～10時30分 | 質疑応答 |
| 第二部 | 10時30分～11時30分 | 分野別個別説明※ |

※分野別個別説明は各担当省庁が行う予定ですが、都合により担当者が出席出来ない場合がありますのでご了承下さい。